

最近の贈与税事情

昨今ますます強化されている資産税。

資産に対して課される税金—相続税や贈与税がこれに当たります。

相続税に関しては基礎控除額が削減され、課税対象者が増えると話題ですが、贈与税に関しても改正が行われています。

次のとおり、大きく2つ変更されたのです。

①最高税率の引き上げ

贈与税は税金の対象となる課税価格が高ければ高いほど高い税率が適用される「累進課税」となりますが、従来の最高税率は課税価格が1000万円を超える場合の「50%」が最高でした。ところが、平成27年1月1日以降に贈与される財産に関しては、**最高税率が「55%」**に引き上げられたのです。

②税率が2パターンに増加

これまで税率は1パターンでしたが、平成27年1月1日以降は「**一般税率**」と「**特例税率**」の2パターンに増加し、次のようになっています。

基礎控除後の 課税価格	【改正前】	【改正後】		
	税率	一般税率 (一般贈与財産) ^(※)	特例税率 (特例贈与財産) ^(※)	
～ 200万円以下	10%	10%	10%	
200万円超 ～ 300万円以下	15%	15%	15%	
300万円超 ～ 400万円以下	20%	20%	20%	
400万円超 ～ 600万円以下	30%	30%	30%	
600万円超 ～ 1,000万円以下	40%	40%	30%	
1,000万円超 ～ 1,500万円以下	50%	45%	40%	
1,500万円超 ～ 3,000万円以下		50%	45%	
3,000万円超 ～ 4,500万円以下		55%	50%	50%
4,500万円超 ～			55%	55%

(国税庁「相続税及び贈与税の税制改正のあらまし(平成27年1月1日施行)」より)

<一般税率と特例税率とは??>

特例税率というのは、贈与のうち、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与を受けた場合に適用する税率のことで、それ以外で適用される税率を一般税率と呼んでいます。特例税率は、改正前の税率よりも引き下げられている部分もあるのです。

具体例は？

【ケース1：一般贈与財産のみの場合】

配偶者（夫または妻）のご両親から500万円の贈与を受けたとしましょう。贈与税では、110万円までは非課税とされますから（基礎控除）、 $500万円 - 110万円 = 390万円$ が課税対象です（課税価格）。

今回の贈与は配偶者のご両親であり直系尊属ではありませんから、適用する税率は「一般税率」となります。

表に当てはめると、300万円超～400万円以下&一般税率となるので、適用税率は「20%」ということになります。

税額は、 $390万円 \times 20\% - 25万円（※） = \underline{53万円}$ となります。

（※）贈与税額は「基礎控除後の課税価格×税率－控除額」で計算され、課税価格に応じて一定額の控除が認められています。

『贈与税の速算表』に当てはめると、税率と控除額がわかります。

【ケース2：一般贈与財産と特例贈与財産の両方がある場合】

では、①自身の両親から400万円、②配偶者のご両親から100万円、計500万円の贈与を受けた場合はどうなるのでしょうか？

贈与総額は【ケース1】と同じですが、今回は①直系尊属からの贈与（特例贈与）に加え、②それ以外の贈与（一般贈与）があることとなります。

このような場合には、基礎控除後の課税価格をそれぞれの税率に当てはめ、一般贈与と特例贈与の割合で配分することとなります。

基礎控除後の課税価格は $500万円 - 110万円 = 390万円$ です。

①の特例贈与では15%、②の一般贈与では20%の税率が当てはまります。

総額500万円のうち、①は80%、②は20%を占めますから、それぞれの税額にこの占める割合を乗じて計算するのです。

$$\text{①} : (390万円 \times 15\% - 10万円) \times 80\% = 388,000円$$

$$\text{②} : (390万円 \times 20\% - 25万円) \times 20\% = 106,000円$$

$$\text{ケース2の贈与税額} = \text{①} + \text{②} = \underline{494,000円}$$

このように、贈与税もやや複雑になってきました。
何か御心配事があれば、石島会計までご相談ください。